

東京電力ホールディングス株式会社柏崎
刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変
更許可申請（6号及び7号発電用原子炉
施設の変更）の概要について

令和2年4月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 東京電力ホールディングス株式会社
住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 柏崎刈羽原子力発電所
所 在 地 新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村

(3) 変更の内容

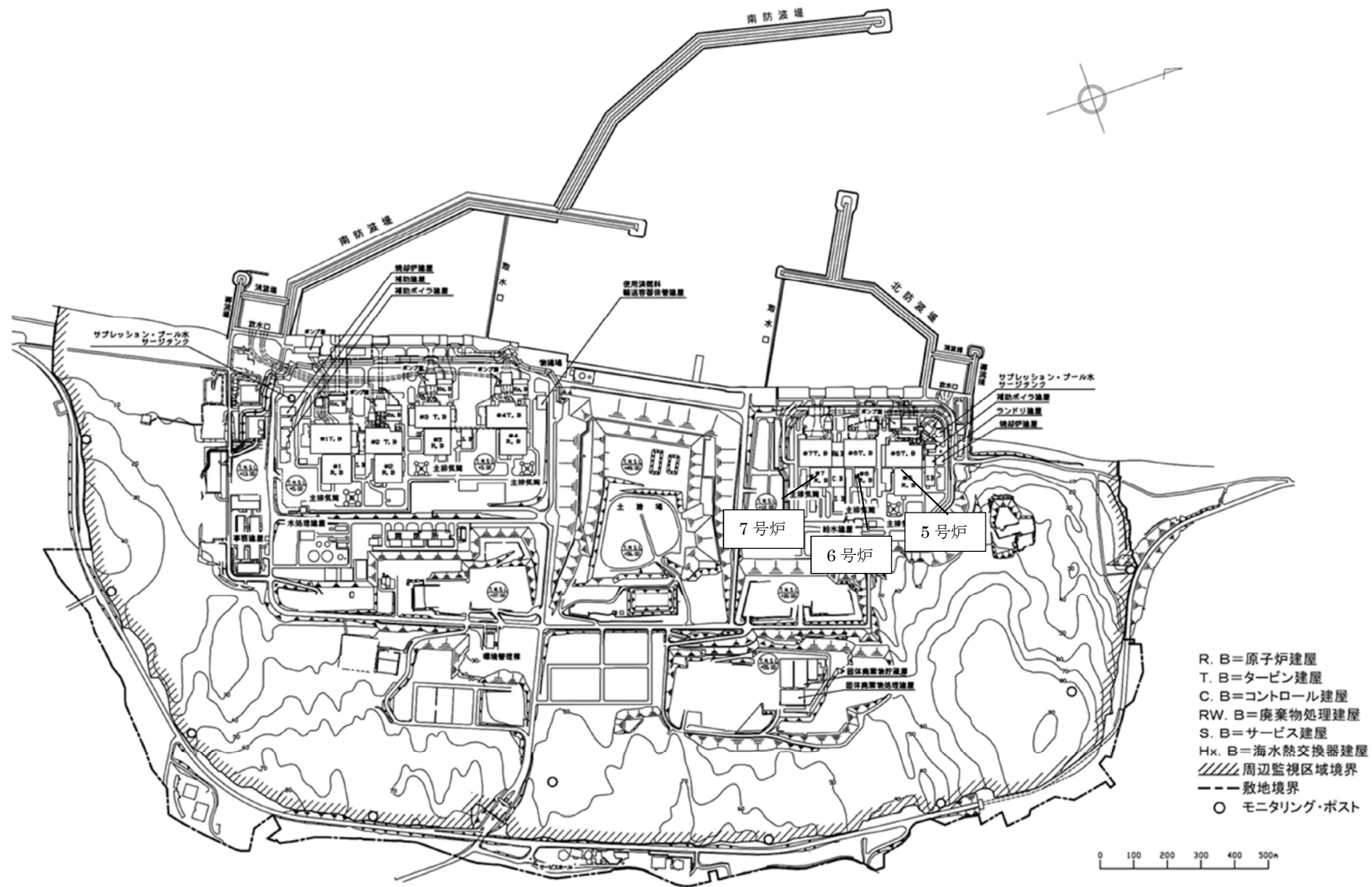
昭和52年9月1日付、52安（原規）第250号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、6号及び7号炉における中央制御室、緊急時対策所等に対して、有毒ガスの発生に対する防護方針について記載する。



参考図 発電所全体配置図